

報告第4号

議会の委任による専決処分の報告について
(公用車の事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和5年5月8日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和5年3月31日

湯梨浜町長 宮脇 正道

公用車の事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上町の義務に属する事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1. 和解の相手方
鳥取県北栄町 個人
2. 和解の要旨
町側の過失割合を10割とし、町は、物的損害に対する損害賠償金173,800円を支払うものとする。
3. 事故の概要
 - (1) 事故発生年月日
令和5年2月15日(水)
 - (2) 事故発生場所
湯梨浜町はわい長瀬584番地 駐車場
 - (3) 事故の状況
上記事故発生場所において、生涯学習・人権推進課職員が駐車場に公用車を駐車し、降車時にドアを開けたところ強風に煽られ、隣に駐車していた相手方車両にドアが接触し、破損させたもの。